新旧対照表 (財産形成預金規定)

改定前 改定後 略 略

4. 利息

(2) 継続後の預金の利率についても前(1)と同様の方法によります。 ただし、期日指定定期預金の利率は、当行所定の日に変更し、ま た普通預金の利率は金融情勢の変化により変更することがあり ます。なおこの場合、新利率は、変更日以後に継続される預金か ら適用します。

5. 預金の解約、一部の支払

- (1) この預金を解約または・・・略・・・。
- (2) この預金は、解約する預金を指定せずに・・・略・・・。
- (3) 前項の順序で最後に・・・略・・・。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、・・・略・・・。

略

7. 通知等

届け出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を 発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達 すべき時に到達したものとみなします。

4. 利息

(2) 継続後の預金の利率についても前(1)と同様の方法によります。 ただし、期日指定定期預金の利率は、当行所定の日に変更し、ま た普通預金の利率は金融情勢の変化により変更することがあり ます。なおこの場合、当行所定の方法により表示する新利率は、 表示の際に定める変更日以後に継続される預金から適用します。

略

- 5. 預金の解約、一部の支払
- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日 前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または・・・略・・・。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに・・・略・・・。
- (4) 前項の順序で最後に・・・略・・・。
- (5) 次の各号の一にでも該当し、・・・略・・・。

略

7. 通知等

財形預金共通規定第6条第1項に定める届出を怠るなど、預金者 の責に帰すべき事由により、当行が発送した通知または送付書類等 が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到 達したものとみなします。